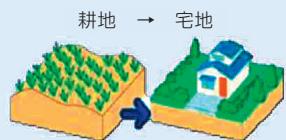


■公共施設(五郷福祉センター駐車場)で雨水流出抑制対策を実施

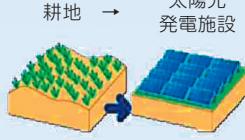
市発注の五郷福祉センター駐車場整備工事において、流域内の雨水浸透阻害行為（下記参照）対策のために、駐車場の地下に雨水貯留浸透施設を設置しました。この雨水貯留浸透施設を設置することで、雨水の流出を抑制し河川への負担を軽減することができます。

■雨水浸透阻害行為の例（面積1,000m²以上が対象）

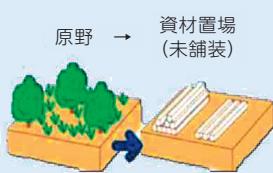
①「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



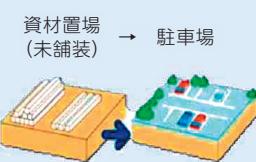
②「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置



③ローラー等により土地を締め固める行為



④土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）



「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場
 「宅地等以外の土地」：山地、林地、耕地、原野等（注：太陽光発電施設は宅地に該当）
 ※既に宅地等の場合、規制対象となりません



▲施工前



▲作業の様子



▲現場を視察する市長



▲設置完了

■リソルの森株式会社と水害対策に関する協定を締結

10月14日（火）に、茂原市とリソルの森株式会社は、水害対策（ため池の水位調整による雨水流出抑制対策）に関する協定を締結しました。

本協定は、近年頻発する集中豪雨による水害の防止および軽減を目的として、ゴルフ場に設置されているため池の水位調整をはじめとする雨水流出抑制対策について協力して取り組むものです。



▲左：曾谷社長、右：市原市長

問合せ 土木建設課（7階） ☎ (20)1536 FAX (20)1605

※次回の掲載は、令和8年2月15日号を予定しています。